

(裏 面)

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 1 3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例（以下「3歳未満養育特例」といいます。）が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- 2 この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち①④⑤⑥に該当したときは、すみやかに「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を提出してください。（②③に該当した場合は届出は不要です。）
- ①この申出にかかる子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ②この申出にかかる子が3歳に達したとき
- ③公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したときまたは死亡したとき
- ④この申出にかかる子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出にかかる子以外の子を養育することとなったとき
- ⑤掛金等の特例（免除）を受ける育児休業等を開始したとき
- ⑥掛金等の特例（免除）を受ける産前産後休業等を開始したとき
- 3 この申出に基づく3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することとなった場合は、再度当該申出にかかる子について、「3歳未満の子を養育する旨の申出」を提出してください。

記入にあたっての留意事項

「養育することとなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、出生年月日を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限ります】	「1 出生等」を○で囲み、出生年月日を記入してください。 ※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同様に記入してください。（併せて前の子に係る「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」もご提出ください。
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。
育児休業等（掛金免除）が終了したことによる場合	「2 育休終了」を○で囲み、育児休業等が終了した日の翌日を記入してください。
産前産後休業（掛金免除）が終了したことによる場合 【女性組合員に限ります】	「3 産休終了」を○で囲み、産前産後休業が終了した日の翌日を記入してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合※	「4 就職」を○で囲み、組合員となった日を記入してください。

※ ただし、当該子を出生した月の前月に組合員でない場合は、当該月前1年以内に組合員であった方に限ります。

【添付書類】

- ①3歳未満養育特例チェックシート
- ②戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書等（申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの）
- ③住民票（コピー不可）（申出者と子が同居していることを確認できるもの）

※提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。

※養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
（例）育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以降に発行された住民票が必要になります。

添付書類の例

	①チェックシート	②戸籍謄本等	③住民票
当該子が共済組合の被扶養者として認定されている場合	要	不要	要
当該子について育休掛金免除・育休手当金を申請した方	要	要	要
その他	要	要	要

なお、③については、他の手続きで住民票を提出している場合は、その旨を欄外に記載することにより、省略が可能です。